



いとゴンのイラスト・写真 使用の手引き

糸 島 市

～目次～

第1章 申請手続きについて P 2～P 1 1

使用申請の方法や留意事項などをまとめています。

第2章 デザインについて P 1 2～P 1 8

いとゴンを使ってデザインする場合のルールです。

第3章 その他（CM等について） P 1 9

広告やマンガへの使用などについてまとめています。

第1章

申請手続きについて



重要！ “必ず” 書類を提出してください

「いとゴン」のイラストや写真を著作権者の糸島市以外で使用する場合は、使用しようとする人が、事前に申請して許可を得てください。

①申請書（印鑑が必要です）

②使用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書（パンフレット等）

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

【例外】

以下に該当する場合は、申請不要です。ただし、③のみ「©いとゴン 2013 糸島市」「©2013 itogon itoshima city」の表記を入れて使用してください。

①非営利かつ個人的に使用する場合（個人の年賀状、名刺、ブログなど）

②団体内で特定の人だけで使用する場合（社内の研修資料や会議室の張り紙など）

③新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、
事務局へ郵送または持参してください。

【提出先】

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市 企画部 秘書広報課

申請書は、いとゴンオフィシャルホームページから
ダウンロードできます。また、市役所窓口でも配布しています。

早めに
出してゴン！



いとゴンのホームページ

<http://www.itogon.info/index.html>

いとゴン

検 索

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 企画部 秘書広報課

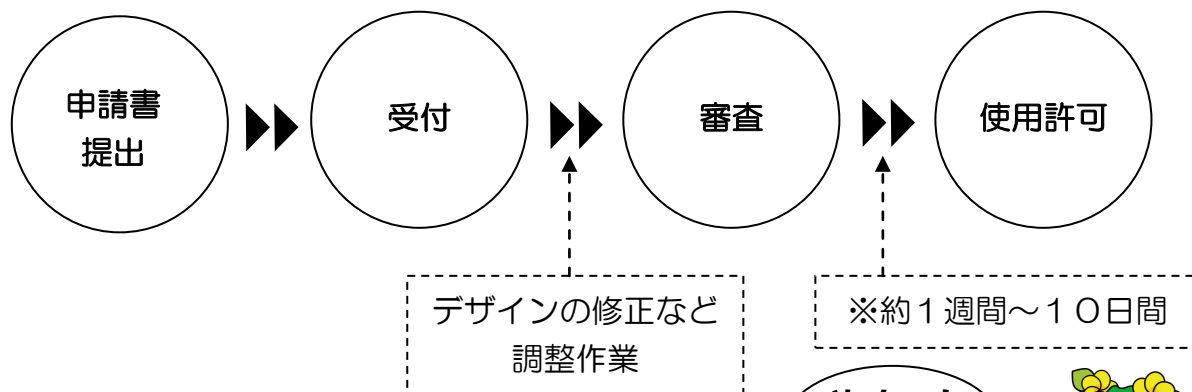
TEL 092-332-2079

いとゴン使用料は無料です。

いとゴンの普及のため、使用料は無料とします。

受付完了後、審査から使用許可まで約1週間～10日程度かかります。余裕を持ってお早めに提出してください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかることがあります。



※申請不要の場合は除きます。

やった～！
使えるゴン！

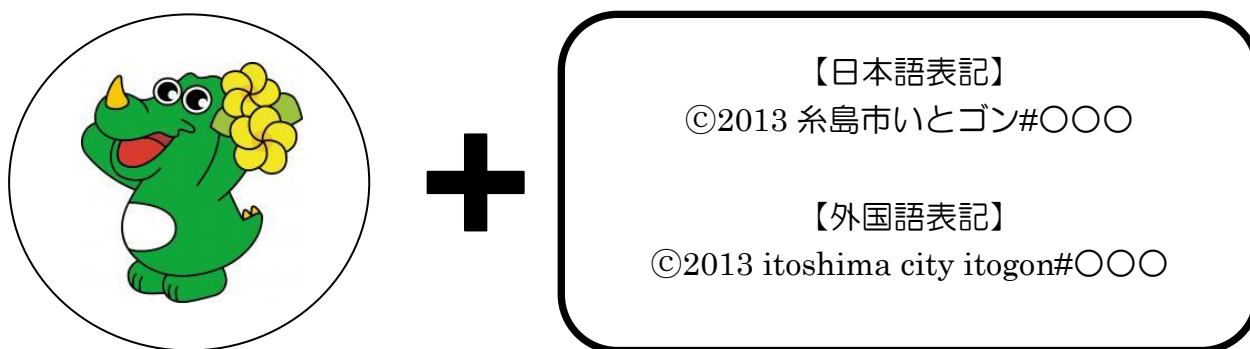


いとゴンのイラストおよび写真には、
必ず「許可番号」を付けてください。



使用許可を受けた物件には、糸島市の著作権表示と番号を組み合わせた下記の表記を必ず付けてください。

なお、いとゴンの表記は、ひらがな「いと」＋カタカナ「ゴン」です。許可番号の英語表記の場合のみ「itogon」の表記ができます。



申請不要の場合で、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するときは、「いとゴン©2013 糸島市」又は「itogon©2013 itoshima city」と表記し、#〇〇〇は省略してください。

記載例

許可番号は下記のように記載してください。

印刷物の場合



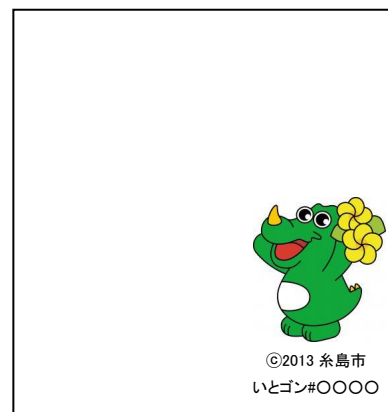
©2013 糸島市
いとゴン#〇〇〇〇

商品の場合

●タグ等に記載する

©2013 糸島市 いとゴン#〇〇〇〇

●パッケージ自体に記載する



※すでに許可済みの看板等で表記がないものは、建替えなどのときに入れてください。

申請書の
記入例
(様式1号)

糸島市イメージキャラクターいとゴン使用申請書

平成〇年〇月〇日

糸島市長 様

住 所 糸島市前原西一丁目1番1号
 団体等名 ○○○○(株)
(ふりがな)
 代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○ ㊟

下記のとおり、糸島市イメージキャラクターいとゴンを使用したいので申請します。
 なお、いとゴンの使用については、糸島市イメージキャラクターいとゴンの使用に関する要綱に従います。

記

商品等の名称 ※商品等ごとに申請	ペン
使用場所	糸島市内 ・ 福岡県内 ・ 福岡県外
使用期間 ※年度ごとに申請	平成25年 4月 1日 から 平成25年 7月31日 まで
製作数量	1,000本
販売の有無及び 販売予定価格	☒ 有 (150円/個 消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。) ☐ 無
担当者連絡先	氏 名: ○○課 ○○ ○○ 電話番号: 092-323-1111 Eメール: itogon@city.itoshima.lg.jp
添付書類	①商品等の見本 ②申請者の概要 ③その他参考となる資料

個人で申請する人の添付書類 「プロフィールがわかるもの」とは…

農業
などの
場合

主にどのようなものを生産されているのかなど、下記のような内容を書面で提出してください。

〔例〕

氏名	
住所	
電話番号	
仕事内容、取扱商品(生産品)など	例/トマト農家です。 ○○○に出荷し、販売しています。主な生産品目は、 トマト・みかんです。
その他	

商店
などの
場合

主な販売品やいつ頃から店を始めたかなど、下記のような内容を書面で提出してください。

〔例〕

氏名	
住所	
電話番号	
仕事内容、取扱商品(生産品)など	例/昭和62年から食料品店をやっています。取扱商品は、加工食品、特産品です。
その他	

デザインを変更する場合や商品の種類を増やしたい場合など、使用期間中に申請内容が変わる場合は、変更申請が必要です。

- デザインを変えたい
- 追加で色の種類を増やしたい
- 申請時より販売数が増えた

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。（この場合の許可番号は前回と異なります。）

前回申請された物件の欄はすべて記入し、追加変更後には変更する部分のみを記入してください。

変更
申請書の
記入例
(様式2号)

様式第2号（第9条関係）

糸島市イメージキャラクターいとゴン変更使用申請書

平成〇年〇月〇日

糸島市長 様

住 所 糸島市前原西一丁目1番1号
団体等名 ○○○○(株)
(ふりがな)
代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○ 印

許可番号第〇〇号で許可を受けた糸島市イメージキャラクターいとゴンの使用について、下記のとおりの内容を（変更 ・ 追加）したいので申請します。

記

	前回の許可を受けている申請内容（すべて記入）	追加・変更をする内容（変更がある場合のみ記入）
商品等の名称 ※商品等ごとに申請	ペン	
使用場所	糸島市内	福岡県内
使用期間 ※年度ごとに申請	平成25年 4月 1日から 平成25年 7月31日まで	平成25年 8月 1日から 平成26年 3月31日まで
製作数量 ※受注等は見込み	2,000個	3,000個追加
販売予定価格	150円/個	200円/個
担当者連絡先	氏 名：○○ ○○ 電話番号：092-332-2061 Eメール：○○@○○.jp	氏 名：△△ △△

【添付書類】 ①商品等の見本 ②その他参考となる資料

申請書に添付する「商品等の見本」

商品（見本）の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、いとゴンをどのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

また、許可番号についても©2013 糸島市いとゴン#〇〇〇（※〇〇〇は許可後に入れますので〇〇〇で表記）の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

商品



パッケージ



チラシ・パンフなど印刷物



どのような商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。（POP、タグ、台紙についても申請時にまとめてデザインを提出してください。）現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。
（シール・ラベル等を貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像を付けてください。）

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。
ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。

使用期間満了の在庫も、販売OKです。

使用期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用できます。



在庫があっても
売れるゴン！



使用にあたっての留意事項

大事なことで、
よく読んでゴン！



1

使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、糸島市は一切の責任を負いません。

2

使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

3

使用許可は、糸島市が著作権を有するいとゴンのイラスト、写真を使用することを許可するものであり、使用許可を受けた人に権利が発生するわけではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

次の場合、使用は許可できません！

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの
- (2) 市の信用又は品位を害するもの
- (3) 第三者の利益を害するもの
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は支援するおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う人が使用する場合（※販売先が同営業を行う人である場合も含む）
- (6) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用する場合、又はこれらの者と密接な関係を有する場合
- (7) イラストの使用によって誤認、又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) イラストのイメージを損なうおそれがある場合
- (9) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (10) イラストの著しい変形その他イラストの使用が適切でない場合

注意してゴン！



手続きQ & A

これまでにご質問の多かった内容を掲載しています。

正しく
使ってゴン



Q 1 商品に「いとゴン」を使用したいのですが、使用料は必要ですか

A 1 商品等の販売を目的とした場合を含め、当分の間、無料です。

Q 2 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A 2 個人で年賀状等に使用する場合は、使用申請は不要です。

Q 3 申請書の提出はメールでもよいですか？

A 3 事前相談時の提出はメール、FAXで構いません。正式な申請書は、あらためて郵便、又は持参により提出してください。

いとゴンオフィシャルサイト「お問い合わせ」をご活用ください。

<http://www.itogon.info/toiawase.html>

Q 4 店内掲示のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請する必要がありますか？

A 4 商品への使用申請と一緒に申請してください。申請後にポップ類を作成する場合は、再度、変更申請が必要です。また、ポップ類にも、許可番号を明記してください。

Q 5 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？

A 5 商品の申請時に、そのカタログやチラシの原稿も添付して一括で申請してください。申請後に追加でカタログ・チラシを作成する場合は再度、変更申請が必要です。



Q 6 どのような場合に「変更申請」が必要となりますか？

A 6 使用許可後、商品などのデザインや数量、色、大きさなどを変更した場合には変更申請書を提出してください。

また、使用期間満了や商品自体が変わる場合は、変更申請ではなく、新規申請が必要です。

Q 7 個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

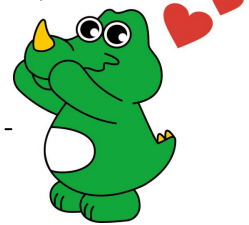
A 7 様式は任意です。「仕事の内容」「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。（P 5 参照）

Q 8 許可を受けた商品などの使用期間に制限はありますか？

A 8 使用期間満了後、又は許可年度の3月31日までです。
翌年度4月1日以降は、改めて使用期間の追加（申請書の提出）をお願いします。

ただし、当初許可を受けた商品の在庫は、申請不要です。

みっちい申請
ばっちい活用



Q 9 申請書の印鑑は、何を使えばいいでしょうか？

A 9 法人・任意団体→法人印または代表者印
個人→個人印（認印可、シャチハタ不可）

Q 1 0 チームの応援旗やチームのユニフォームに「いとゴン」図形を使用することが出来ますか？

A 1 0 「いとゴン」は糸島市のキャラクターです。

「いとゴン」が特定チームや団体等のキャラクターと誤認されないよう、「いとゴン」図形近くに「いとゴン©2013 糸島市」又は「いとゴン©2013 itoshima city」を併記し、申請のうえご使用ください。

許可番号はタグなどに記載してください。

Q 1 1 企業の誘客のための広告看板として「いとゴン」図形を使用することが出来ますか？

A 1 1 企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう、「©2013 糸島市いとゴン#〇〇〇」又は「©2013 itoshima city itogon #〇〇〇」を併記し、申請のうえ使用してください。

Q 1 2 商品の名前や店名に「いとゴン」の冠を付けてもいいですか？

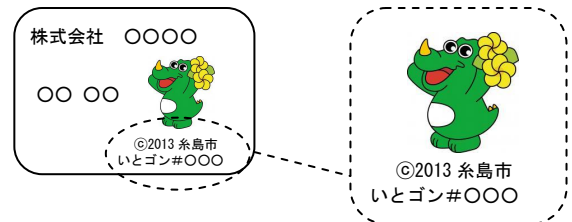
A 1 2 可能です。ただし、使用許可は、独占権を付与するものではありませんので、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

Q 1 3 企業内の職員研修用の冊子の中に、「いとゴン」図形を入れて使用することはできますか？

A 1 3 企業内で、その企業の社員だけが見られるものについては、使用申請は不要です。

Q 1 4 会社の営業のため、「いとゴン」図形を入れた名刺を作成して配布することはできますか？

A 1 4 会社として名刺に使用する場合には、
「©2013 糸島市いとゴン#〇〇〇」又は
「©2013 itoshima city itogon#〇〇〇」
と明記し申請のうえ、ご使用ください。
個人的に使用する名刺は、申請不要です。



Q 1 5 企業や団体の概要書の中に、「いとゴン」図形を入れて外部に配布できますか？

A 1 5 外部に配布する場合や一般の人がご覧になるような場合は、申請が必要です。
「©2013 糸島市いとゴン#〇〇〇」又は「©2013 itoshima city itogon#〇〇〇」を明記し申請のうえ、ご使用ください。

Q 1 6 シールを作りたいのですが、可能ですか？

A 1 6 販売用グッズとしてのシール（いとゴンのシールセットなど）は、シール単体の商品として申請すれば使用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許可しますので、製品に貼った実際に使用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたっては、シールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

Q 1 7 車両や建築物に「いとゴン」を使用する場合、年度ごとに許可番号が変わりますが、毎年度「#〇〇〇」の部分を変更しなければいけないのでしょうか？

A 1 7 「いとゴン」を使用する物件の性質上、容易に変更できないものは、「#〇〇〇」の部分省略し、「©2013 糸島市いとゴン」又は「©2013 itoshima city itogon」部分を表示していただきます。申請時にご相談ください。



第2章

デザインについて

「いとゴン」のプロフィール

- 糸島市のキャラクターです。
- 男の子です。
- 竜です

プロフィールを念頭において、デザイン規程に沿って、正しく、中立公平に使用してください。



印刷の色は、原則、指定色または単色（1色）です。

キャラクター「いとゴン」の色を変更することはできません。指定色、または単色（黒1色など）での使用となります。周りの印刷がカラーの場合は、指定色でご使用ください。色については「いとゴンの配色マニュアル」をご覧ください。

指定色だゴン！



〈指定色〉

単色だゴン！



〈黒1色〉

体 DIC572	C81Y100
角 DIC567	M25Y100
口手前 DIC2499	C13M89Y85
口奥 DIC2489	M96Y94B30
花 DIC126	Y100
花中央 DIC56	M28Y75
葉 DIC360	C30M3Y92
アウトライン・目スミ=100%、白目・腹=白	

体=58%
角/尻尾角=25%
口手前=65%
口奥=80%
花=白
花中央=20%
葉 20%
アウトライン・目=100%、白目・腹=白

使用できるいとゴン「イラスト」

原則として、決められたポーズしか使用できません。

ただし、商品や企業などで独自のデザインを使用したい場合は、デザイン案を作成の上、ご相談ください。

なお、ポーズは今後増やし、ホームページに掲載するとともに、色を指定します。



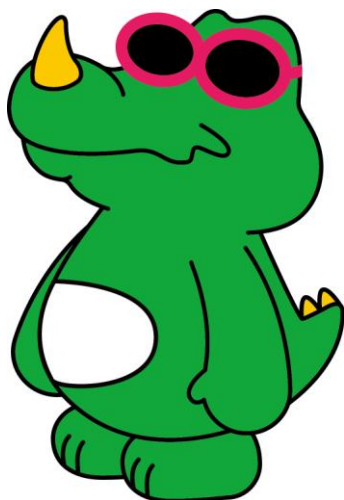
(1)



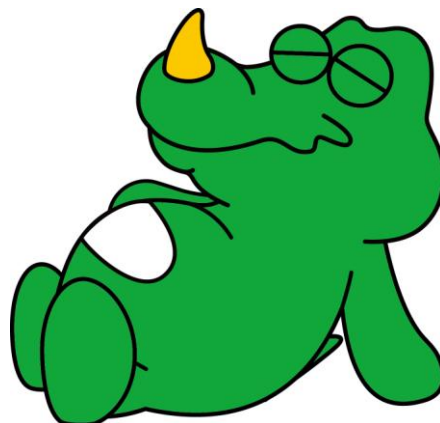
(2)



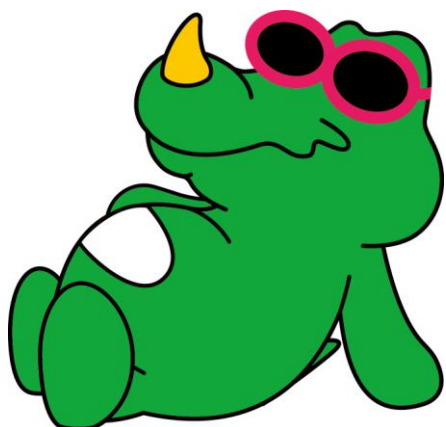
(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



いとゴンを変形したり、体の一部を消さないでください！

たて・よこ比率が変わるなど
「いとゴン」図形を
変形しているもの

痩せ過ぎ…



太り過ぎ…



OK

たて・よこを
等比率で拡大・縮小

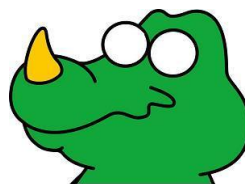


拡大・縮小

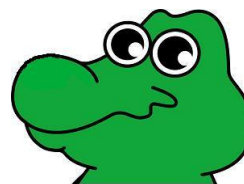


顔の中で目など
「いとゴン」図形の
一部分を省略しているもの

目玉がない！



ツノが消えた！



OK

上半身や顔だけ
そのまま切りだす



いとゴンは男の子です。女の子の格好はできません。

×…リボンを付けたりスカートやハイヒール等、女性を連想させるものは着けられません。

ボクは
男の子だゴン！

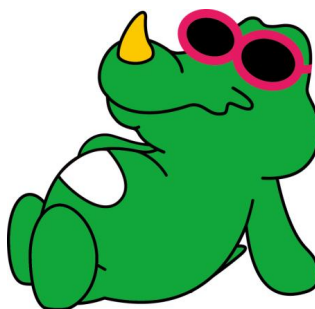


使用許可は、いとゴンのイラスト、写真を使用することを許可するものであり、使用許可を受けた人に権利が発生するわけではありません。
また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

商品名などの例

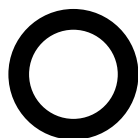
- いとゴンスナック
- いとゴン饅頭
- いとゴン焼酎
- いとゴンストラップ
- いとゴン不動産
- お得な「いとゴンプラン」

みんなが申請できるんだゴン
ひとりで独占はできないゴン！



話し言葉の語尾を「～ゴン」とするときは、カタカナ表記してください。

原則として、いとゴンの体には文字、商品等の写真をかぶせることはできません。



また、服を着せたり、ポーズを変えたりすることなども、原則できません。

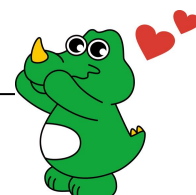


いびきを付ける、音符をつけるなどイラストに直接影響を与えないものはOK



眼鏡をかける、靴をはかせるなど

ただし、これらは、いとゴンのデザインやイメージを崩さないための使用方法として、原則を示しています。企業や団体が商品などを製作するときに、独自のデザインを使用したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。





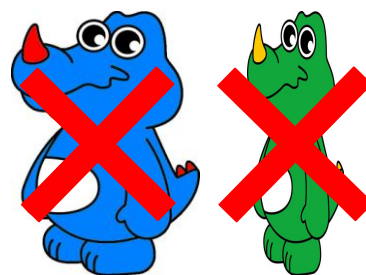
デザインQ&A



これまでにご質問の多かった内容を掲載しています。

Q1 「いとゴン」の色を変えてもかまいませんか？

A1 指定色または黒色を使用してください。また、変形させることもできません。個別にどのような商品等かを確認したうえで使用の許可を判断しますので、申請書には必ず見本（見本が添付できないときは写真・図等）を添付してください。



Q2 許可番号の商品への表示はどのように行うのでしょうか？

A2 商品のパッケージ、タグ等に、許可番号「©2013 糸島市いとゴン#〇〇〇」又は「©2013 itoshima city itogon#〇〇〇」を明示してください。



Q3 特定の商品を手を持たせることは可能ですか？

A3 P13～14のポーズに商品等を持たせ、いとゴンのデザインに直接手を加えるものでなければ可能です。ただし、帽子や洋服などを身につけたり、新しいポーズを作成したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。

Q4 いとゴンのポーズを変えたりすることは可能ですか？

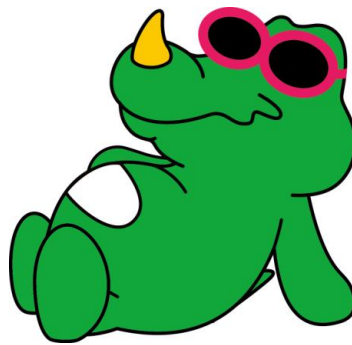
A4 原則としてP13～14のポーズを使用してください。ただし、帽子や洋服などを身につけたり、新しいポーズを作成したい場合は、デザイン案を作成の上、別途ご相談ください。

第3章

その他

(CM等について)

その他の重要事項を説明しています。最後までお読みください。



正しく使ってゴン！

広告で使用する場合は、次の点にご注意してください。

(1) イラストと写真の取り扱いについて

市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、使用する場合は原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影した写真を不特定の人を対象でなく個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。(例えば個人のブログに掲載したり、団体内で配るチラシに使用する場合など)

(2) 許可を受けた商品の、写真での使用について

許可を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「許可番号」を記入していただくようお願いします。

(3) 新聞・雑誌へのイラスト、写真の掲載について

新聞・雑誌について、実写写真をイベントの周知など取材による広報目的で載せる場合は申請不要ですが、販売促進や誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。



糸島市 秘書広報課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL. 092-332-2079

